

2025 年度版浦安市市勢要覧作成業務委託 公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 6 月 27 日

浦安市 企画部 広聴広報課

1. 事業の趣旨及び目的

市勢要覧は、浦安市の市政はもちろん、市の施設やまち並みをはじめ、まちの特徴などについて写真を中心に広く紹介し、本市の魅力を伝えるものです。2017 年度に発行した前回の市勢要覧では、歴史・文化・伝統を踏まえ、総合計画に基づき未来に向けてさらに飛躍する浦安市の魅力を多角的にとらえることを目的としていました。そこから 7 年が経ち、令和元年策定の総合計画の内容を反映させる必要があり、市制施行 40 周年を経たことや、市の面積の変更があったことなど、新たに掲載する内容が増えたため、今年度新たに作成します。

令和 7 年度は、折り返しを迎えた第一期基本計画をさらに強力に推進していく年です。これまでの市の沿革を踏まえ、「ふるさと浦安」を次のステージへつないでいくため、市の魅力をとらえた写真、資料等により市外者に本市の魅力を紹介する冊子を作成します。

本募集要項は、2025 年度版浦安市市勢要覧作成業務委託の優先契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものです。

2. 概要

(1) 件名

2025 年度版浦安市市勢要覧作成業務委託

(2) 業務内容

別紙「2025 年度版浦安市市勢要覧作成業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、納品検査のため、3 月中旬に納品すること

(4) 委託上限額

6,700,000 円（消費税及び地方消費税を除く）

(5) 履行場所

浦安市猫実一丁目 1 番 1 号

(6) 事務局

浦安市 企画部 広聴広報課

TEL：047-351-1111（代表） 内線 11303

TEL：047-712-6056（直通）

FAX：047-353-2453

E-mail：kochokoho@city.urayasu.lg.jp

3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

(2) 浦安市入札参加資格適格者名簿に登録されているもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市入札参加

資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、契約締結時までに資格登録申請すること。

- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続期中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 支払金額は前項(4)で定めた限度額内であること。

4. 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和 7 年 6 月 27 日(金)
質問の締切	令和 7 年 7 月 9 日(水)午後 5 時
質問への回答	令和 7 年 7 月 14 日(月)
応募締切（応募書類の提出期限） （第 1 次審査）	令和 7 年 7 月 28 日(月)午後 5 時
審査結果の通知 （第 2 次審査）	令和 7 年 8 月 4 日(月)予定
ヒアリングの実施	令和 7 年 8 月 26 日(火)予定
審査結果の公表	令和 7 年 8 月下旬予定
契約協議・契約の締結	令和 7 年 9 月上旬予定

5. 応募手続

- (1) 浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和 7 年 6 月 27 日（金）から 7 月 28 日（月）午後 5 時まで募集する。

- (2) 質問の受付と回答

ア 質問事項は、「2025 年度版浦安市市勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル応募様式集」（以下「資料 1」という。）の質問書（様式 1）に必要事項を記入し、「2. 概要、(6)」で示したメールアドレスに E メールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

イ 質問の受付期間は、令和 7 年 6 月 27 日（金）から 7 月 9 日（水）午後 5 時までとする。

ウ 質問に対する回答は、令和 7 年 7 月 14 日（月）から浦安市公式ホームページで公表する。

- (3) 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成内容は資料 1 に従うものとする。

- ア 受付期間

令和 7 年 7 月 15 日（火）から令和 7 年 7 月 28 日（月）（土日を除く）

- イ 受付時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時

ウ 提出先

企画部広聴広報課（市役所 3 階）

エ 提出方法

浦安市公式ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、直接持参すること。

なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

提出書類については、資料 1 に示すとおりとする。

全て A 4 サイズ（A 3 サイズの場合は、折込みとする。）とし、提案書表紙（任意書式）・背表紙（任意書式）をつけ左綴じとし（ファイル可）、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、12 部（正本 1 部、副本 11 部）提出すること。

（ア）申込申請書（様式 2）

（イ）事業者の概要（様式 3）

（ウ）納税証明書

（エ）業務提案書（様式 4）

（オ）制作カンブ

※ページ数、使用画像など指定なし。その際、素材は支給しない。ない場合はラフ画やイメージ画で対応すること。

（カ）見積書

※そのほか、市が必要と認めたときは追加書類を提出していただく場合あり

なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

6. 審査の手続き

(1) 第 1 次審査

提出された応募書類を審査し、第 2 次審査に進む応募者（5 者程度）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別紙 1「第 1 次審査基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い 5 社程度を選定する。なお、参加資格要件を満たす応募者が 5 社未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。これ以降の手続きは、第 1 次審査に合格した応募者のみを対象とする。

(2) 第 2 次審査（ヒアリングの実施）

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別紙 2「第 2 次審査基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（評価点合計で、満点の 70%以上を獲得した者に限る）を優先契約候補者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、技術提案の点数が最も高い応募者を委託予定者として選定する。

ア 実施日時等

令和 7 年 8 月 26 日（火）を予定日とする。時間及び場所については、第 1 次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

本業務を中心的に担当する担当者含め 4 名以内とする。

ウ 選考内容

提案書の内容に関する説明 20 分以内（プロジェクターの使用も可）、及び質疑応答 10 分程度の 30 分程度を予定する。なお、説明は先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

エ その他

説明に必要なパソコンは、応募者側で用意すること（電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する）。

7. 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第 7 条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

8. その他

- (1) 提案書に記載すべき内容について記載がない場合、当該内容の提案が無いものと判断する。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。
 - 複数の提案をしたもの
 - 虚偽の記載をしたもの
 - 談合等の不正行為があったとき
- (3) 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。
- (4) 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

9. 本市から提供する資料

2018 年版市勢要覧、市民便利帳

第 1 次 審 査 基 準

評価項目	判 断 基 準	配 点
応募者の実績	応募者の業務実績を評価する。特に、市町村における市勢要覧の作成業務や、それに準ずる冊子の作成実績を評価する。	5
業務体制	委託した場合の業務体制を評価する。特に、実施体制、支援体制、責任者、主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）、補助スタッフ等の人数、役割分担等の具体的内容を中心に評価する。	5
主担当の実績など	主担当者の実績を中心に評価する。特に、市町村における市勢要覧の作成業務や、それに準ずる冊子の作成実績を評価する。	5
取り組み姿勢	提出された応募書類に対して、意欲的に作成しているかを評価する。	5
合計		20

第 2 次 審 査 基 準

	評価項目		判断基準	配点
技術力と実施体制	業務の中心的役割を担う担当者	専門技術力の確認	実績として挙げた業務の担当分野に、中心的・主体的に参画したかどうかを評価する。	10
		取り組み意欲	企画提案に関する説明が明確であり、業務への取り組み意欲が強く感じられるかを評価する。	10
		コミュニケーション能力	質問に対する応答が明快かつ的確かを評価する。	5
	実施体制		スケジュールや人員配置は十分かを評価する。	20
	技術提案	①内容・構成		浦安市を知らない人でも理解しやすい内容となっているかを評価する。
②企画力		浦安市の特徴や魅力を伝える企画となっているかを評価する。	10	
③デザイン性・表現力		目を引くようなデザインや的確な表現をしているかを評価する。	10	
④提案価格		次の計算式に基づき、見積金額の点数を算出する。 1. 全応募者の中で、提案額が最小の応募者 5点 2. 上記以外の応募者 上記応募者の提案額÷提案額×5点 ※算出した値の小数点以下1位を切り捨てして算出した整数値を点数とする。	5	
合計			100	